

郡山市告示248号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号に規定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号)の表備考に規定する区域の区分を次のとおり定め、平成12年4月1日から施行する。

その関係図面は、郡山市公害対策センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成12年3月29日

郡山市長 藤森 英二

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

区域の区分	指定地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	工業地域

備考

この表において「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう。

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、同表の規定にかかわらず、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設の有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前7時から 午後7時まで)	朝 ・ 夕 (午前6時から 午前7時まで) (午後7時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時 まで)
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に規定する指定区域

(1) 上記1に規定する第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域

(2) 上記1に規定する第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

ア 学校教育法第1条に規定する学校

イ 児童福祉法第7条に規定する保育所

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

4 自動車騒音の限度に係る区域の区分

(1) a 区域 上記1に規定する地域のうち、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

(2) b 区域 上記1に規定する地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域

(3) c 区域 上記1に規定する第3種区域及び第4種区域